

食安輸発1224第1号
平成21年12月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

モニタリング検査を強化して行う食品については、平成21年3月30日付け事務連絡により連絡しているところですが、今般、現在までの検査実績を踏まえ、下記に示す食品については、通常モニタリング検査体制とすることから、今後においては、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いします。

なお、同事務連絡の別紙を別添のとおり変更いたしますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくお願いします。

なお、自主検査の対象となっている輸出者等の取扱いについては、従来どおりとします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目
平成21年7月 3日	中国	ばれいしょ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（アルジカルブスルホキシド）
平成21年8月21日	中国	ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（クロルフェナピル）